

70 諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門への対応に係る経費

【16,383(4,840)百万円】

対策のポイント

諫早湾干拓事業潮受堤防排水門の開門に伴う防災・営農・漁業等への影響に対し、必要な対策を講じるとともに、開門に伴う有明海等の環境変化を把握する調査を行います。

<背景／課題>

- ・国は、国営諫早湾干拓事業により設置された潮受堤防排水門の開門を命じた平成22年12月の佐賀諫早湾訴訟福岡高裁判決の確定により、平成25年12月までに排水門を開門する義務を負っています。
- ・開門に伴い、地元の方々に不利益を強いることがないように、防災・営農・漁業等への影響に十分に配慮し、対策を講じるとともに設置した施設等を管理する必要があります。
- ・開門に当たっては、開門の前後の期間を通じて、有明海等の環境変化を調査し、開門に伴う有明海等の環境変化を把握していく必要があります。

政策目標

福岡高裁判決に基づく潮受堤防排水門の開門義務の履行

<主な内容>

1. 開門に必要な事前対策

開門に伴う防災・営農・漁業等への影響に対応するため、必要となる対策を行います。特に、代替水源対策の海水淡水化施設等の整備については、国庫債務負担行為(平成25年度から2箇年で19,623百万円)を併せて措置し実施します。

2. 事前対策施設等の管理

開門による影響に対応するため、海水淡水化施設をはじめ事前対策施設等の管理を実施します。

3. 開門に伴う環境変化の調査

開門に伴う有明海等の環境変化を把握するために、潮位・流速、水質等の調査を実施します。

(事業実施主体：国)

(お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 (03-6744-1709 (直)))